青教指第88号令和3年4月26日

市内小・中学校長 殿

青梅市教育委員会 教育長 岡田芳典 (公 印省 略)

緊急事態宣言の発令を受けての今後の教育活動について(通知)

国は、4月25日(日)に東京、大阪、京都、兵庫の4都府県に緊急事態 宣言を発令いたしました。都内の感染者の増加を受けて、ここ数日は、感染 に関する指導室への報告も多くなっています。

<u>これらのことから、緊急事態宣言の対応と合わせて、市教育委員会として</u> も、独自に対応を進めていく必要があると認識しております。

つきましては、今後の教育活動の在り方を下記のとおりとしますので、ご確認いただき適切に実施していただきますようお願いします。

また、新学期にあたり、各校の感染防止対策を、改めて教職員に理解を図るとともに、保護者の皆様に、児童・生徒等の体調が悪い時は休養させるなど、学校だよりや、学年だよりを活用して、学校の考えが周知されるようお願いします。

なお、本通知における対応策は、現時点のものであり、状況の変化により、 今後変更する可能性があることを予めご承知おきください。

記

- 1 主な教育活動についての考え方
 - (1) 学習活動について

緊急事態宣言が解除されるまで、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

(例)

- ・ グループや少人数等での話合い活動
- ・ 音楽における歌唱の活動や管楽器(リコーダーや鍵盤ハーモニカ等) を用いる活動
- ・ 図画工作、美術における児童・生徒同士が近距離で活動する共同制 作等の表現や鑑賞の活動

- ・ 家庭科における調理実習
- ・ 体育、保健体育における身体接触を伴う活動(マット運動、球技にお けるゲーム、武道における攻防等)
- ・ 児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や 観察、実習
- (2) 運動会、体育大会について
 - 緊急事態宣言中の開催はしない。
 - 緊急事態宣言の解除後は、感染対策を講じた上で、学校で判断する。
 - 来賓等の視察は実施しない。
- (3) 修学旅行、移動教室(日光、富士、御岳) について
- ・ 報道によれば、今回の感染源の中心が変異株によるところが大き く、子どもへの感染力が高いと言われていることから、緊急事態宣言 が解除されたと

しても、5月中は実施をしない。

- ・ 6月以降に出発の学校においては、キャンセル料が発生する前までに、東京都、および旅行先(京都府、奈良県、栃木県、山梨県)の感染状況を鑑みた上で、実施の有無を学校ごとに検討する。感染者数の増加によっては、中止および延期の可能性もあることから、確実に実施を考える場合は早めに日程を変更すること。
- (4) 校外で実施する教育活動について
 - 緊急事態宣言中は実施をしない。
 - ・ 解除後は、行先の施設等の感染対策を確認した上で、学校として安全を判断した場合は、実施を可とする。
 - ※ ただし、生活科等で学校の周り等に出かけての学習活動は、実施の 方法を工夫した上で、学校判断とする。
- (5) 部活動の在り方

ア 基本的な考え方

- 平日に限り、短時間(1時間程度)
- ・ 休日は実施をしない

イ 緊急事態宣言中及び解除後に大会が予定されている場合

中学校校長会と調整中

ウ その他

- 実施にあたっては、十分に感染対策を講じること。
- ・ 飛沫の飛散が懸念される部活については、対面でしない等の配慮

を欠かさないこと。

- 実施にあたっては、保護者に十分に説明をすること。
- ※小学校においても、教員の指導の下で放課後や土日に活動を行うクラブ 活動等については同様とする。
- (6) 水泳指導について 現在、検討中
- 2 健康診断について 予定通り実施願います。
- 3 中止を決定した教育活動等について
 - ・ 小学校音楽鑑賞教室(6月18日)は中止とする。
 - ・ 中学校音楽鑑賞教室(7月 8日)は中止とする。
 - ※ 福生市民会館では、ホールの収容人数の半数以下であれば、感染対策を講じた上での実施が可能であるが、半数を超えることから中止とする。
 - ・ 小学校交通安全教室 (詳しくは市民安全課から通知があります。)
- 4 緊急事態宣言中の指導室主催の研修会等
 - 4月26日(月)健康・体力向上推進委員会 オンデマンド
 - ・ 4月27日(火)新任主幹教諭研修会 オンライン
 - ・ 4月30日(月)特別支援教育コーディネーター連絡協議会
 - 5月10日(月)生活指導主任会 時間短縮で実施

オンライン

- 5月13日(木)、14日(金)学校運営連絡協議会中止
- 5 児童・生徒等に対する指導
 - (1) 基本的な感染症予防策の徹底
 - ○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)
 - ○毎朝検温、健康観察

(体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養)

- ○登校時の健康チェック
 - (登校時に健康チェック表の確認)
- ○教室等における密集の回避

(児童・生徒等同士の間隔を1m以上確保)

- ○30分に1回以上換気
- ○教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置 (校内環境の管理)
- ○授業終了後は速やかに帰宅する。
- (2) 給食や休憩時間における感染症予防策の徹底
 - 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
 - ○児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
 - ○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。
- (3) 放課後の活動における感染症予防策および生活指導の徹底
 - ○放課後は速やかに帰宅する。
- 6 家庭における感染症対策の依頼(家庭に持ち込まない行動をお願いする)
 - (1) 家庭における感染症予防策の徹底
 - ○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)
 - ○毎朝検温、健康観察(家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。)
 - ○十分な換気
 - ○手が触れる場所などの消毒
 - ○不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛する。
- 7 教職員等の健康管理の徹底
 - (1) 基本的な感染症予防策の徹底
 - ○3 密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(会話や会議の際も必ずマスク着用)
 - ○毎朝検温、健康観察(健康状態に不安がある場合は自宅で休養)
 - ○出勤時の健康チェック(健康チェック票に検温結果等を記録)
 - ○委託事業者に対しても健康管理を徹底すること
 - (2) 給食や休憩時間における感染症予防策の徹底
 - 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
 - ○大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話 はしない。

- ○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。
- (3) 勤務時間外や家庭における感染症予防の徹底
 - ○不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛する。
 - ○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)
 - ○毎朝検温、健康観察(同居者等の家族にも協力を再度要請)
 - ○十分な換気
 - ○手が触れる場所などの消毒
 - ※ 教職員等は、勤務が終了後できるだけ速やかに帰宅し、健康管理に 務める。

8 その他

- ・ 緊急事態宣言中に保護者会、離任式等が予定されている学校においては、学校ごとの判断とします。ただし、実施する場合は、感染対策を十分に講じた上での実施をお願いします。
- ・ 感染状況が急拡大し、市教育委員会として上記の教育活動の実施が困難であると判断した場合は、中止および延期とすることがあります。ただし、そのような場合は市教育委員会から保護者宛に中止の理由を示した手紙を配布します。

9 オンライン授業の実施に向けて

市教育委員会では、令和2年度中に一人一台の端末と通信環境の整備を終えました。今後、感染者数が増加し、場合によっては学級閉鎖、学年閉鎖等が実施され、児童・生徒が登校できない状態になる可能性もあります。

つきましては、様々な課題がある中ではありますが、このような不測の 事態が発生した時の対応の一つとして、端末を活用した対応ができるよう、 今から少しずつ準備をしていただきますようお願いします。

以上

【連絡先】青梅市教育委員会指導室 TEL 22-1111(2376)